

宮崎市公式ツイッター運用規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、ツイッターが持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市政に関する様々な情報を積極的かつ即時に発信するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター 米国 Twitter 社（以下「Twitter 社」という。）が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で 140 文字以内の文章を、不特定多数の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 宮崎市公式ツイッター 企画財政部秘書課が運用するツイッターをいう。
- (3) その他の市公式ツイッター 「宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の規定に基づき、秘書課以外が運用するツイッターをいう。
- (4) アカウント ツイッターを運用するために取得した権利及び登録内容をいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (9) 利用者 宮崎市公式ツイッターの利用者をいう。

（運用主体）

第3条 宮崎市公式ツイッターの運用主体は企画財政部秘書課とし、アカウントの管理、情報発信、情報管理等を行う。

（アカウント）

第4条 宮崎市公式ツイッターのアカウント登録内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) ユーザー名：MiyazakiCity_PR
- (2) 登録名：宮崎市広報
- (3) 登録メールアドレス：01kouhou@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (4) その他の事項については、秘書課長が別に定める。

（なりすましへの対応）

第5条 運用主体は、第三者によるなりすまし等を防止するため、宮崎市公式ツイッターのアカウント情報を本市ホームページ上に掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすましを発見した場合は、本市ホームページ等において、なりすまし等が存

在することへの注意喚起を行う。

(情報発信)

第6条 宮崎市公式ツイッターは、次の各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 市のイベント情報や新たな施策等、市政に関する情報
- (2) 市民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報
- (3) その他、秘書課長が適当と認める情報

2 宮崎市公式ツイッターは、専ら情報発信に用いることとする。このため、原則として、他のアカウントに対するリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) その他の市公式ツイッターのアカウント
- (2) 緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあつて、国、他自治体等が運用するアカウント

3 宮崎市公式ツイッターでの発信においては、次の各号に掲げる内容のツイートは行わない。また、他のアカウントからの投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該アカウントに断りなく、投稿の全部または一部を削除することができる。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷するもの
- (2) 宮崎市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの宮崎市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 法律、法令等に違反しているもの、または違反する恐れがあるもの
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わるもの
- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (10) Twitter社が定めるTwitter利用規約に反するもの
- (11) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、市が不適当と判断したもの

(アカウントの停止又は削除)

第7条 ツイッターのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、宮崎市公式ツイッターを継続して運用することが困難となった場合は、本市ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(著作権)

第8条 宮崎市公式ツイッターに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関す

る諸権利は、市または現著作者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第9条 市は、宮崎市公式ツイッターを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市は一切責任を負わないものとする。

- 2 市は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、市の故意または重大な過失によるものでない限り、市は一切責任を負わないものとする。

- 3 市は、利用者への予告なくこの運用規定の変更や見直しを行う場合がある。

(遵守事項)

第10条 宮崎市公式ツイッターの運用にあたっては、市が別に定める「ガイドライン」を遵守する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月20日から施行する。